

③ 電子取引のデータ保存（全ての事業者が義務化対象に!）

2024年1月1日から、電子メールの添付ファイル等で送付・受領した請求書等は、保存要件に従った電子データの保存が必要になります。（2023年12月末までは従前どおりプリントアウトしての紙保存が可能です。事前申請等は不要です。）

保存すべきデータ

電子データにより送付・受領した請求書・領収書・契約書・見積書など

【例】 ✓電子メールの本文や添付ファイル送付・受領した請求書等

✓ショッピングサイトで購入した領収書

（PDFファイルのダウンロードやスクリーンショットによる保存も可）

